

ゴムノイナキカップ

第2回 愛知レディスオープンゴルフトーナメント

MIRAI QUEENS

ローカルルールおよび競技の条件

本競技は、日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則（2023年1月施行）と本ローカルルールおよび競技の条件を適用する(ローカルルールひな型の全文はゴルフ規則のオフィシャルガイドを参照)。この規則の適用にあたり、一部に変更もしくは追加のあるときは、委員会からその旨を告知する。競技におけるローカルルールの違反の罰は、別に定められている場合を除き、一般の罰とする。

ローカルルール

1.アウトオブバウンズ（規則 18.2）

a.アウトオブバウンズの境界線は白杭や白線、または白点で定める(定義「アウトオブバウンズ」参照)。

境界物にとり付けられている閉じられた門はその境界物の一部とする：

ローカルルールひな型 F-26 を適用する。

b.現にプレーしているホールのアウトオブバウンズの境界線を越えて止まった球は、

他のホールに対してインバウンズとなるコースの他の部分に止まったとしても、アウトオブバウンズである。

2.ペナルティーエリア（規則 17）

a.ペナルティーエリアの線は杭や線、または点で定める(定義「ペナルティーエリア」参照)。

b.ペナルティーエリアの線が片側だけ定められている場合、そのペナルティーエリアは無限に広がっているものとみなす。

c.ペナルティーエリアの線の一部がアウトオブバウンズの境界線で定められている場合、その線はアウトオブバウンズの境界線と一致する。

d.ペナルティーエリアのドロップゾーン：

ドロップゾーンが設けられているときは、ローカルルールひな型 E-1.1 を適用し、規則に基づく救済の処置に加え、追加の選択肢として1 罰打を加え、ドロップゾーンに元の球か別の球をドロップすることができる。このドロップゾーンは、規則 14.3 に基づく救済エリアである(球はそのドロップゾーンの中にドロップし、そのドロップゾーンの中に止まらなければならない)。

3. 異常なコース状態(動かさない障害物を含む) (規則 16)

a.修理地

(1) 修理地はその区域の縁を青杭や白線、または白点で標示する(定義「修理地」参照)。

マーキングされたギャラリー用の通路を含む。ドロップゾーンは除く。

(2) ペイントした線や点：ローカルルールひな型 F-21.1 を適用する。

パッティンググリーン上やフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤードージマーキングやパッティンググリーン周りのペイントの線や点は規則 16.1 に基づく救済が認められる修理地として扱われる。しかし、ペイントの線や点がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。

(3) 張芝の継ぎ目：ローカルルールひな型 F-7 を適用し、球がジェネラルエリアにある場合のみ、16.1b に基づいて救済を受けることができる。しかし、張芝の継ぎ目がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。

b.動かさない障害物

(1) 人工物で作られた排水溝は動かさない障害物とみなす。

(2) 動かさない障害物から白線によって繋がれた区域は、一つの異常なコース状態とみなす。

(3) 人工の表面を持つ道路に接している排水溝、縁石、枕木、ゴムマットなどは、その道路の一部とみなす。

(4) 電磁誘導カート用の軌道は全幅をもって人工の表面をもつ道路とみなす。

(5) 障害物に囲まれた造園(花壇や低木の植え込み等)：ローカルルールひな型 F-3.3 を適用する。

(6) ペナルティーエリア内の水面上にあるフローティング看板やそれに類似するもの。

ただし、それを固定する支線や杭は F-24 を適用する。

(7) ウッドチップやそれに類似する物を表面に敷いた通路や歩道。ウッドチップなどの一つ一つはルースインペディメントである。

4.地面に食い込んでいる球

ローカルルールひな型 F-2.3 を適用し、規則 16.3 は次の通り修正される：

る：

規則 16.3a に基づいて救済が認められる場合に加え、フェアウェイの高さかそれ以下に刈り込まれたジェネラルエリアにある、修復されてない、誰かしらのピッチマークの中に、プレーヤーの球の一部が地面の高さよりも下にあることが分かっている、または事実上確実であるとレフェリーが判断した場合、そのプレーヤーは罰なしの救済を受けることができる。

5.パッティンググリーンに近接する動かさない障害物

ローカルルールひな型 F-5.2 を適用し、次の通り修正される：

球と障害物の両方が、フェアウェイの高さかそれ以下に刈られたジェネラルエリアの区域にある場合にのみ適用する。

このローカルルールに基づく障害には、パッティンググリーン周りのペイントの線や点にも適用される。

6.パッティンググリーンやフェアウェイの縁の明確化

パッティンググリーンやフェアウェイの縁が不明確な場合は緑点によって定められる。この点はパッティンググリーンやフェアウェイの内側であり、この点からの罰なしの救済を受けることはできない。

7.不可分な物

- a.ペナルティーエリア内にある護岸用の構築物。
- b.樹木に密着させて取り付けられているワイヤやその他の物。ただし、臨時の動かせない障害物を支えるワイヤは除く。

8.既設の高架送電線

ローカルルールひな型 E-11 を適用し、次の通り修正される：

プレーヤーの球がインバウンズの送電線に当たったことが分かっている、または事実上確実な場合、元の球か別の球をそのストロークを行った箇所からプレーすることにより、そのストロークを再プレーしなければならない（規則 14.6 参照）。再プレーしなかった場合、プレーヤーは一般の罰を受け、そのストロークをカウントするが、誤所からプレーしたことはならない。

9.プレーヤーはルースインペディメントと定義されない動物を球の近くから取り除くことができる

ローカルルールひな型 E-13 を適用する。

10.球が動いたかもしれないことに気づいていなかった場合、プレーヤーは誤所からプレーしたことはならない

ローカルルールひな型 E-14 を適用する。

11.臨時の動力線とケーブル

ローカルルールひな型 F-22 を適用する。

12.臨時の動かせない障害物

ローカルルールひな型 F-23 を適用する。

臨時の動かせない障害物(以下 TIO という)から白線または白点で繋がれた区域は 1 つの TIO とみなす。

a.ジェネラルエリアにおいて、プレーヤーの球が TIO に触れている、中や上にあるか、TIO がプレーヤーの意図するスタンスまたは意図するスイング区域の妨げとなり、救済を受ける場合、規則に基づく救済の処置に加え、ドロップゾーンが設けられているときは、

追加の選択肢として、球のあった箇所に最も近いドロップゾーンに元の球か別の球をドロップすることができる。

b.バンカー内において、プレーヤーの球が TIO に触れている、中や上にあるか、TIO がプレーヤーの意図するスタンスまたは意図するスイング区域の妨げとなり、救済を受ける場合、規則に基づく救済の処置に加え、バンカー内にドロップゾーンが設けられているときは、追加の選択肢として、球のあった箇所に最も近いバンカー内のドロップゾーンに元の球か別の球をドロップすることができる。

注：上記 a.b.のドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである(球はそのドロップゾーンの中にドロップし、そのドロップゾーンの中に止まらなければならない)。

c.TIO の「両サイド」への救済：ローカルルールひな型 F-23e (2)を適用する。

プレーヤーの球が TIO に触れているか、中や上や下にある。または球とホールを結んだ直線上に TIO が
ある。または TIO が直接介在することになる箇所から、ホールから等距離の円弧に沿って計ったときにその
球が 1 クラブレンジス以内にある場合、追加の選択肢として TIO の両サイドのどちらかに救済を受けること
ができる。ただし、規則 16.1 の救済には適用されない。

d. ドローン

プレーヤーの球がインバウンズで飛んでいるドローンに当たったことが分かっている、または事実上確実な場
合、元の球か別の球をそのストロークを行った箇所からプレーすることにより、そのストロークを再プレーし
なければならない(規則 14.6 参照)。再プレーしなかった場合、プレーヤーは一般の罰を受け、そのストローク
をカウントするが、誤所からプレーしたことはない。

13. クラブと球

a. 適合ドライバーヘッドリスト：

ローカルルールひな型 G-1 を適用する。

このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格

b. 溝とパンチマークの仕様：

ローカルルールひな型 G-2 を適用する。

このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格

c. 適合球リスト：

ローカルルールひな型 G-3 を適用する。

このローカルルールに違反して最新のリストに掲載されていない球でストロークを行ったことに対する罰：
失格

d. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替え：

ローカルルールひな型 G-9 を適用する。

ローカルルールの違反の罰－規則 4.1b 参照。(2026 年 1 月改訂)

14. 練習 (規則 5)

a. ラウンド前やラウンド間の練習 (ストロークプレー)：

ローカルルールひな型 I-1.2 を適用し、規則 5.2b は次のように修正される。

プレーヤーは競技の行われるコースで練習してはならない。

ただし、指定された練習区域や最初のティーイングエリアやその近くでパッティングやチッピングの練習を
除く。このローカルルールの違反の罰－規則 5.2 参照。

b. ホールとホールの間での練習 (ストロークプレー)：

ローカルルールひな型 I-2 を適用し、規則 5.5b は次のように修正される。

2 つのホールのプレーの間でプレーヤーは次のことをしてはならない：

- (1) 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または
- (2) 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによって
パッティンググリーン面をテストする。

15. プレーの中断とプレーの再開 (規則 5.7)：

危険な状況のためのプレーの中断とその他全ての中断、そしてプレーの再開はカート無線によって

伝えられる。規則 5.7 参照

16. プレーのペース(規則 5.6b(3))

特別な事情がないのに下記定義に該当する場合、その組はアウトオブポジション(その組が進行上の正しい位置から外れた状態)とみなされ、計測の対象となる。

各ストロークに許容される時間は 40 秒以内とするが、最初にストロークするプレーヤーに対しては 50 秒以内とする。この時間を超えたときにバッドタイムとなる。

a. 定義

(1) 最初の組(スタータズタイムの組も含む)がアウトオブポジションとみなされるのは、委員会の設定したプレーのペースを超えた場合、または超えていると委員会が判断した場合。

(2) 後続組がアウトオブポジションとみなされるのは、下記の(a)と(b)の両方に該当した場合。

(a) 委員会が設定したプレーのペースを超えている。

(b) 前の組との間隔がスタート時の間隔より遅れている。

注 1. 上記の(1)と(2)に該当しない場合でも、委員会はペースアップを求めることができる。

注 2. 特別な事情とは、例えば時間を要したルーリング・紛失球・アンプレヤブル・誤球などをいう。

注 3. 一人のプレーヤーが著しく遅い時(1打 70 秒以上)は、定義に該当していなくても各ストロークの所要時間を計測し、罰則を適用することがある。

注 4. アウトオブポジションの組は、球の位置および次のティーイングエリアへの移動を急ぐことでプレーのペースを回復する努力をすべきである。

b. 罰則 (ストロークプレー)

バッドタイム 1 回目 警告

バッドタイム 2 回目 1 罰打

バッドタイム 3 回目 更に 2 罰打

バッドタイム 4 回目 失格

アウトオブポジションになり、計測されたタイムオーバーの回数は、その後、ペースが回復し、遅れを取り戻したとしてもそのラウンド中累積され、持ち越されるものとする。

17. ストロークプレーのスコアリング

プレーヤーまたはマーカーの証明がないことに対する規則 3.3b(2)に基づく罰の修正：

ローカルルールひな型 L-1 を適用する。

競技の条件

18. スタートするとき

規則 5.3a の適用を目的として、プレーヤーは自分のラウンドを始めるために使用するティーイングエリアを囲むローピングや杭、またはペイントされた区域にいるとき、スタート地点に到着しているものとみなす。

19. タイの決定方法

タイの決定方法は委員会によってゴルフコースで公表される。

20.スコアカードの提出

プレーヤーがアテスト係にスコアカードを手渡してから赤テープで区切られた提出エリアを完全に離れた時、スコアカードを委員会に提出したものとみなす。

21.競技会の結果が最終となる時

- (1) ラウンドを終了し、委員会の作成した成績表が公表されたとき、その競技会の結果は最終となる。
- (2) プレーオフが行われた場合には、委員会によってプレーオフの結果が承認された時点で、その競技会の結果は最終となる。

競技委員会